

行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市 例規（教育委員会関係分）の一部改正について

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、行政のデジタル化を推進するため全庁的に行政手続きの見直しを行うこととし、押印廃止に向けた取組みを推進することで行政手続きにおける市民の負担の軽減と利便性を図ることを目的に、関係する例規を一括して改正し、その他所要の規定の整備を行おうとするもの。

2 主な改正の概要

(1) 基本方針

- 行政手続きにおいて求めている押印等は、原則として廃止する。
- 例外として、押印等を求める趣旨に合理性が認められる場合は存続させる。

(2) 対象となる手続き

職員が行う各種手続き等の、いわゆる内部手続きも含む、各所属で所管する「押印等を伴う手続き」全て。

3 見直しの内容

(1) 学校教育部学事課

例規名	改正内容
東広島市私立幼稚園施設整備事業補助金交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	東広島市補助金等交付規則（平成24年規則第4号）（以下、「補助金等交付規則」という。）に記載のある条項は省略し、削除。
	委任条項について、「委任」→「雑則」、「要綱」→「告示」。
東広島市私立幼稚園助成事業補助金交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。
	委任条項について、「委任」→「雑則」、「要綱」→「告示」、「学校教育部長」→「市長」。
東広島市副食費の実費徴収に係る補足給付に関する要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。
	委任条項について、「委任」→「雑則」。

(2) 生涯学習部生涯学習課

例規名	改正内容
東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。
	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）を引用して定義する「新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」へ具体的に書き下ろす。

(3) 生涯学習部スポーツ振興課

例規名	改正内容
東広島市スポーツ振興奨励金等交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。
	団体の交付額を算定する出場登録者（6人目以上）の住所は問わなかったものを、市内に住所を有する者のみを計上する。（市内に住所を有する者が5人以下の団体はいずれも5万円）
東広島市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。
東広島市スポーツ少年団補助金交付要綱	様式の削除（所属において内規で定める。）
	補助金等交付規則に記載のある条項は省略し、削除。

4 施行日

令和3年4月1日

※3（2）については、公布の日から